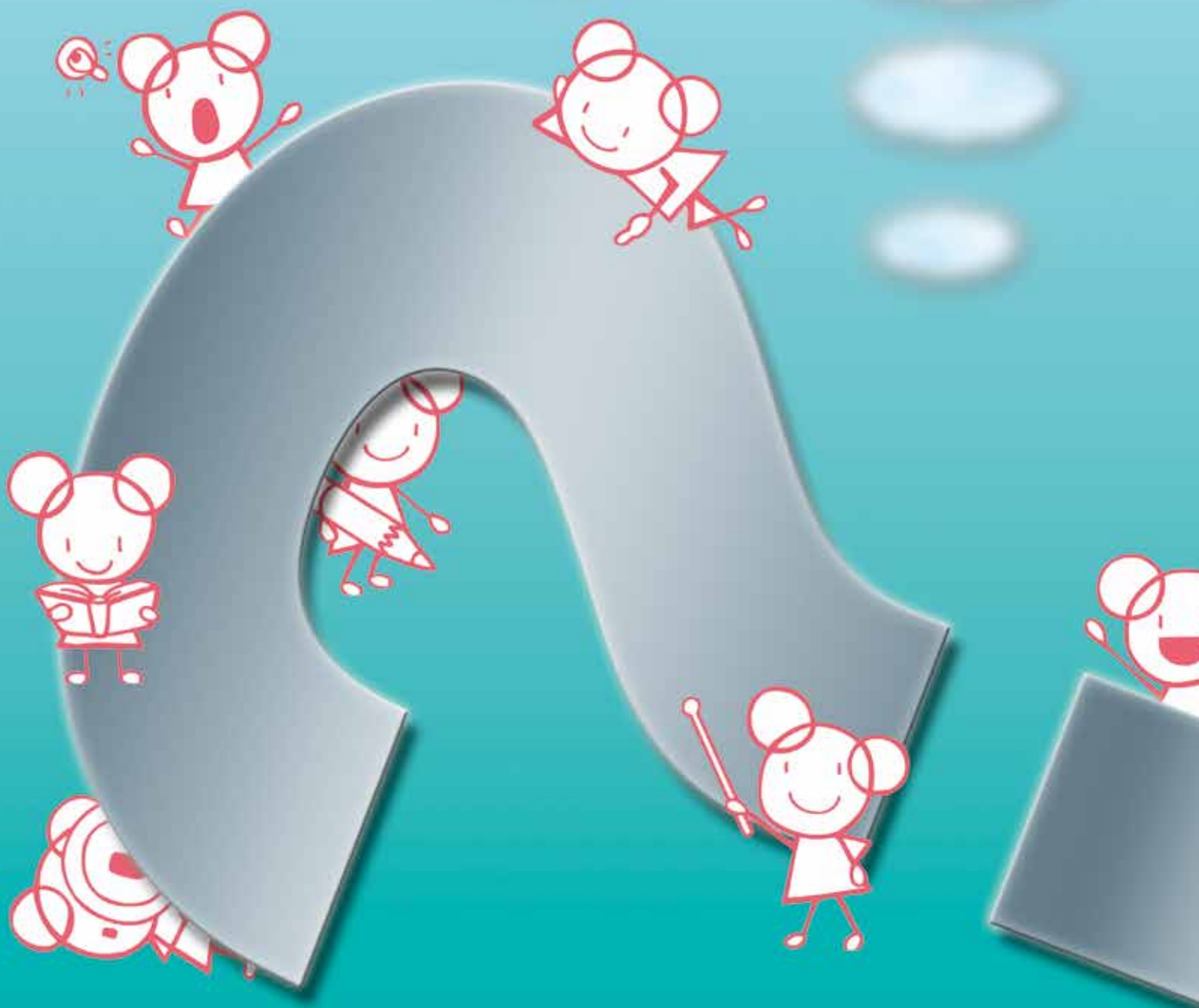


# アイデア(特許)・デザイン(意匠)・ブランド(商標)を 守るためには?

—特許・意匠・商標制度の紹介—



## 私たちの身の回りのアイデア、デザインなど

私たちの暮らしの中にはたくさんものがありますが、これらは様々なアイデアやデザインなどをもとに作られています。

人のアイデアなどが今の便利で快適な暮らしを支えているのです。

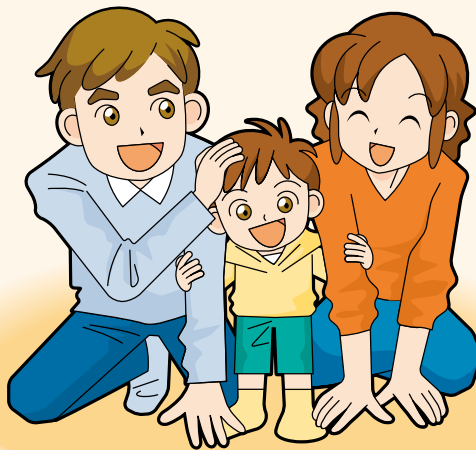
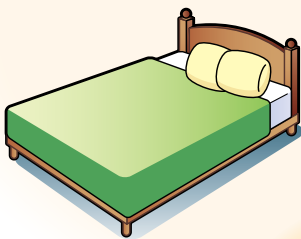
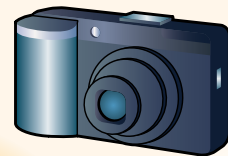
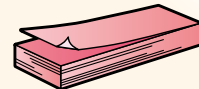
音量を変えたり、細かい音源を設定して演奏をすることができます。

鉛筆等の文房具を入れる他にメモ用紙もついているのでその場でメモを取ることができます。

1枚づつはがして貼る事ができます。

鉛筆の後ろに消しゴムがついています。

電話で話す他にも、カメラの機能が付いていたり、メールを送信できたりさまざまな事ができます。

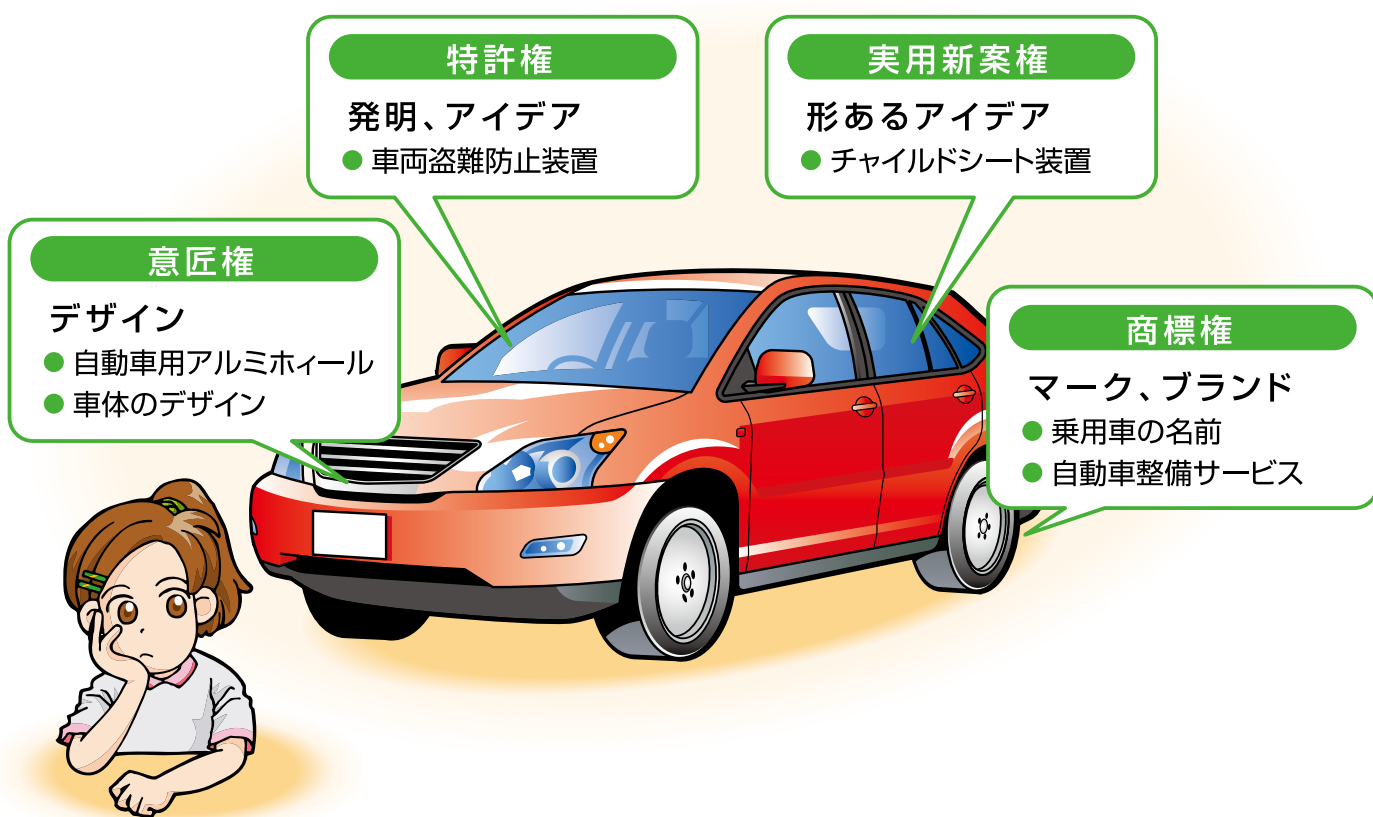


腰に負担がかからないようにマットレスにバネが入っていたり、お年寄りが起きあがるような機能もあります。

持ち歩きしやすいコンパクトなデザインが多く、自動的にシャッターが切れたり、ピントを合わせる事ができます。

## 私たちの「知的な財産」を守ってくれる制度

アイデアやデザインなどを勝手に使われたり、まねされたのでは、新しいものを創造しようという作者の意欲が失われてしまいます。また、商品やサービスにつけるマーク（目印）を勝手にまねされたのでは会社の信用問題になりかねません。そこで、こうしたアイデアやマークを守るルールが特許、実用新案、意匠、商標の各制度です。



特許、意匠、商標制度のそれぞれの役割について次ページから紹介します。

# LOOK

※実用新案制度について

物品の形状、構造又は組合せのアイデアは「実用新案権」という知的財産権です。

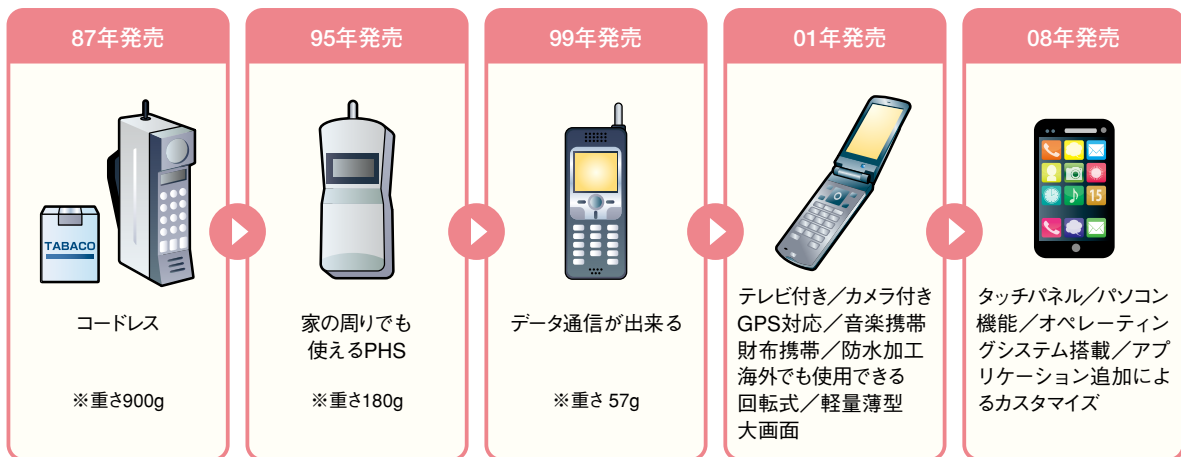
実用新案権を取るには？

簡単な形式審査に合格すると実用新案権を取得することができます。(出願する時に出願手数料と登録料を納めます)

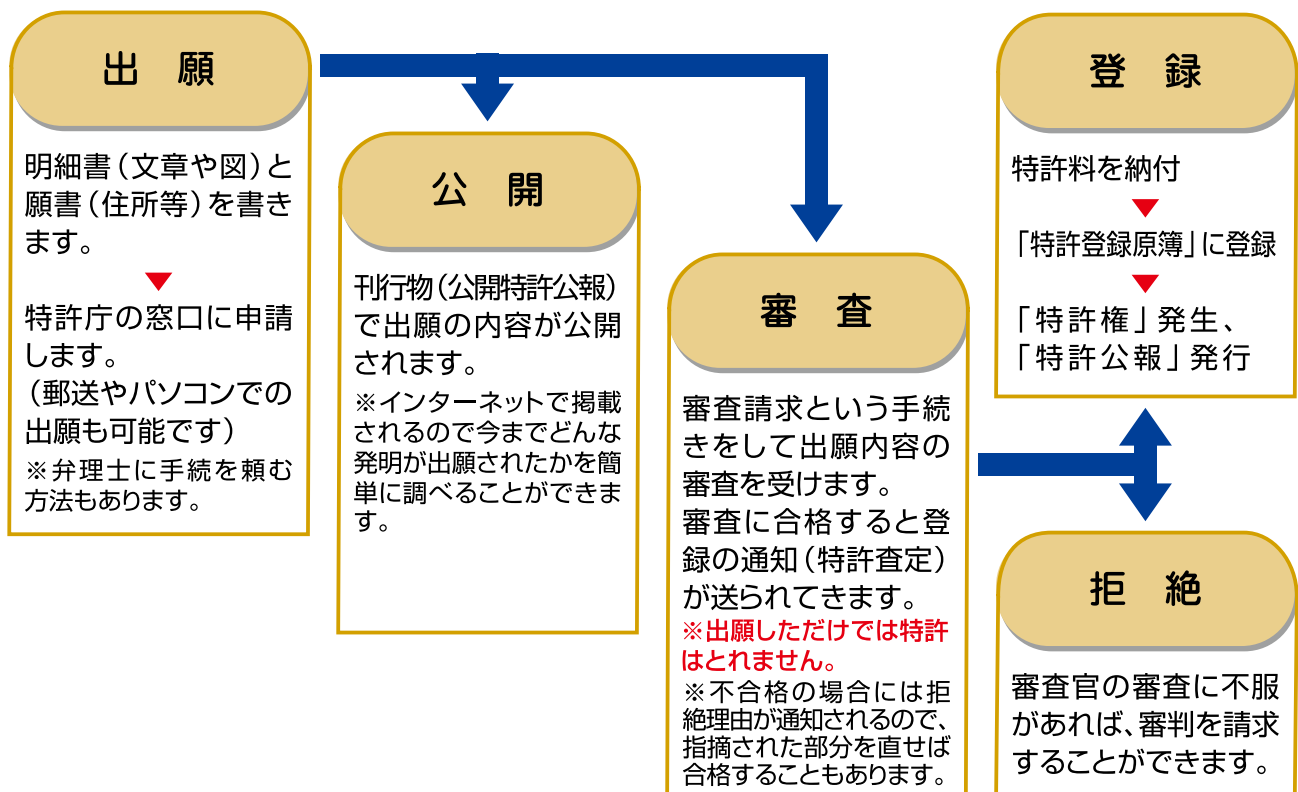
## アイデアを守る特許制度の役割

私たちの社会では、新しいものが次々と開発され、世の中の役に立っています。

これらの技術開発によって生まれたアイデアや発明を、財産として守ってくれるのが「特許権」という知的財産権です。特許制度は、発明者に発明の独占を認める一方で、その代わりにその発明を公表して、それをヒントに新たな技術開発を促進する制度です。皆さんが使っている携帯電話もたくさんの発明によってどんどん小型で便利なものになり、今ではたくさん人が持つようになり、私たちの生活には欠かせない物になりました。まさに、特許制度は日本の経済成長を支えている柱の一つと言えます。



## 特許権を取るには？



## デザインを守る意匠制度の役割

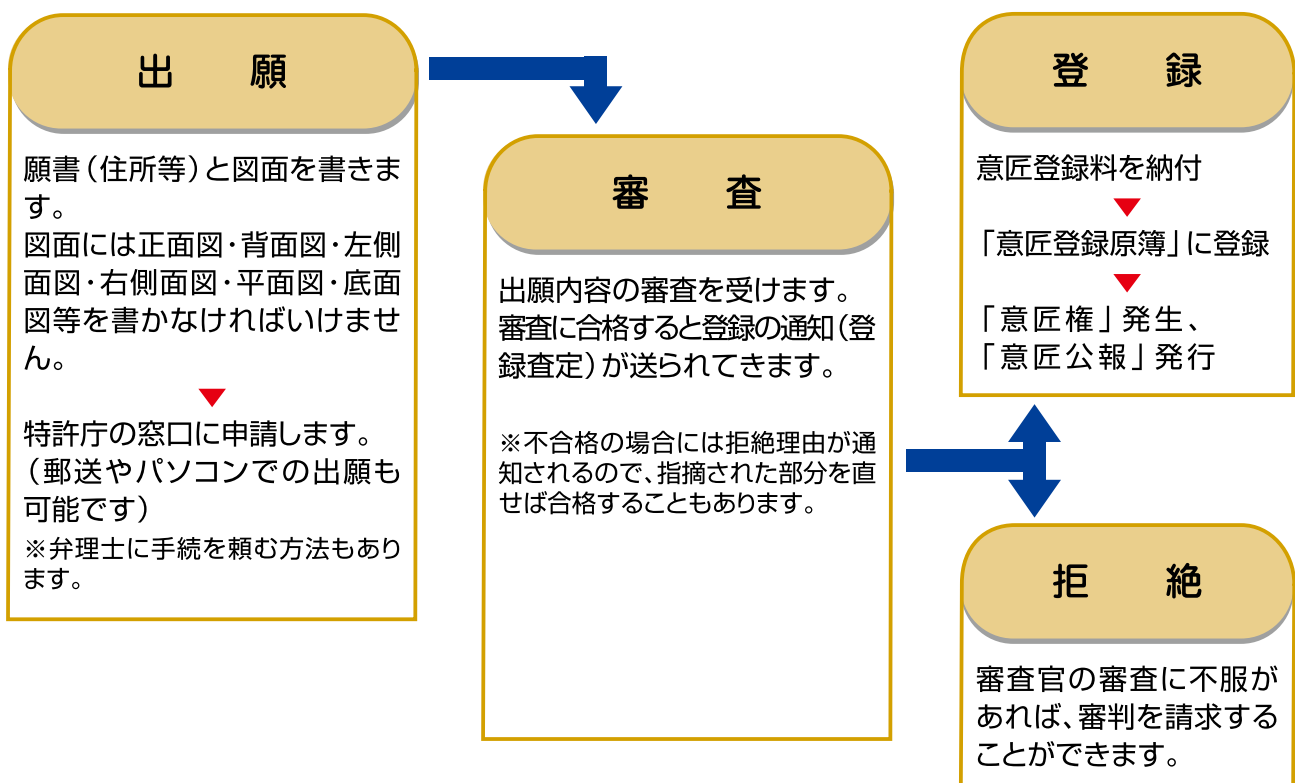
商品のデザインは、私たちのニーズやトレンドを先取りするかのように時代とともに変わってきています。個性的なデザインほど商品の売れ行きを左右することがよくあります。

しかし、魅力のあるデザインになってくると、まねをされやすいということがあります。

この商品のデザインを財産として守ってくれるのが「意匠権」(いしょうけん)という知的財産権です。



## 意匠権を取るには？



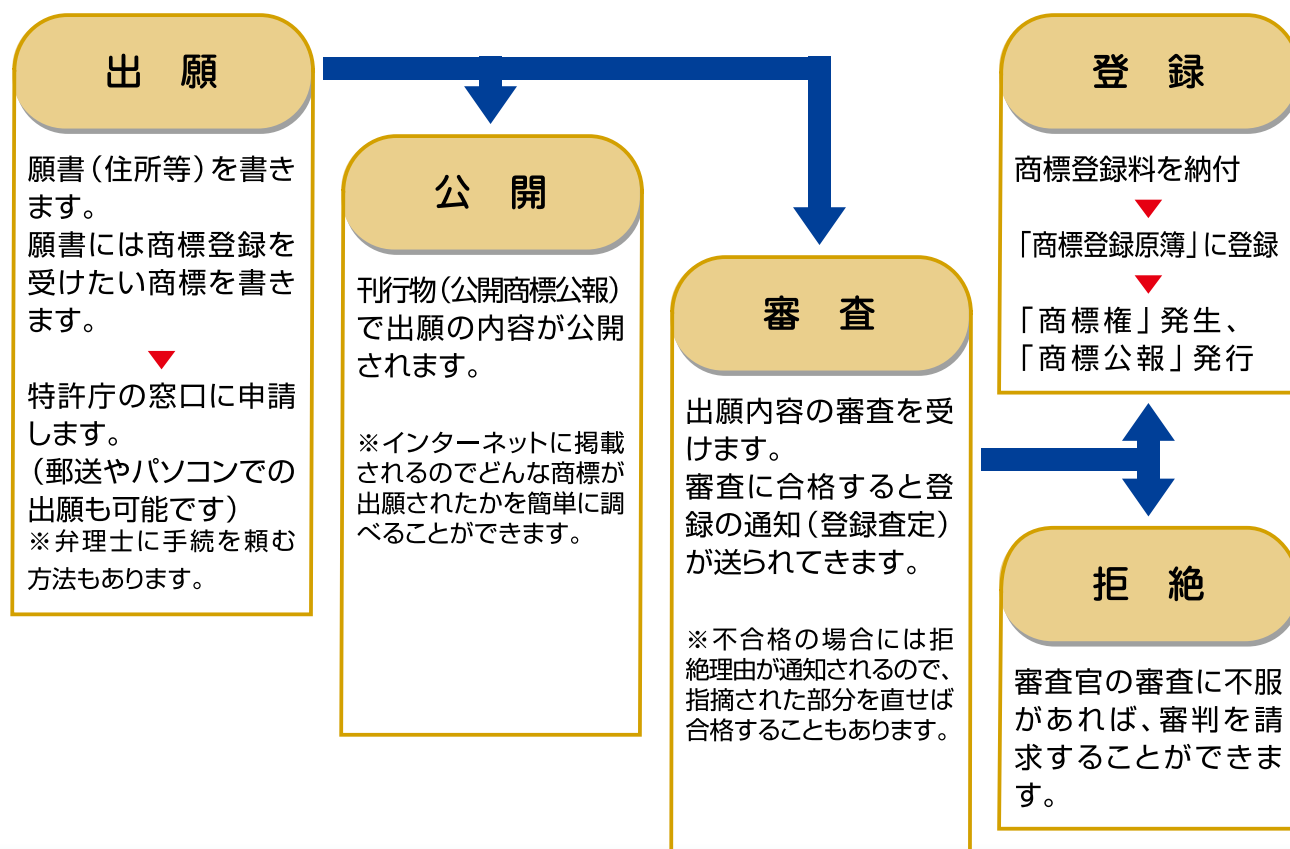
## ブランドを守る商標制度の役割

私たちが商品の購入やサービスを利用する時、商品等の「名前」や「マーク」を一つの目印として選んでいます。この商品やサービスの信用を積み重ねることによって、「信頼がおける」「安心して買える」というブランドイメージが増していきます。しかし、「名前」や「マーク」を勝手にまねられて、品質が悪いものが出てくれば、ブランドイメージ自体は低下するでしょう。

この商品やサービスに付ける「名前」や「マーク」を財産として守ってくれるのが「商標権」という知的財産権です。



## 商標権を取るには？



## 権利はどう違うの？ ～特許っていくらでとれるの？～

	特許	実用新案	意匠	商標
保護対象	物、方法、物を生産する方法の発明	物品の形状・構造に関する考案	物品のデザイン	商品・サービスのマーク・名前
審査	ある	なし	ある	ある
権利の続く期間	出願から最長20年	出願から最長10年	登録から最長20年	登録から10年更新が可能
費用 出願から登録 (3年分まで)	約14万円	約2万円	約4万円	約5万円 (登録10年分まで)

※平成28年4月現在の特許関係料金で算出しています。

## いろいろな知的財産

知的財産にはいろいろな種類のものがあります。例えば、新機能搭載のロボットやその組み立て方法などのように独創的な新技術は「発明」と呼ばれます。日用品の改良などのちょっとした発明は「考案」と呼ばれます。工業製品のデザインは「意匠」と呼ばれます。商品の名前などは「商標」と呼ばれます。音楽や映画、小説・絵画などは著作物と呼ばれます。

これらの知的財産は「知的財産に関する法律」で守られています。発明は特許法で「特許権」として、考案は、実用新案法で「実用新案権」として、商標は商標法で「商標権」として、著作物は著作権法で「著作権」としてそれぞれ守られています。

このうち、特許権、実用新案権、意匠権、商標権の4つを産業財産権といい、産業の発展を目的とした権利として、特許庁で扱っています。著作権は文化の発展を目的とする権利で文化庁で扱っています。

### 知的財産権(産業財産権に加えた広い範囲)

#### 産業財産権

- ◆ 特許権(特許法)
- ◆ 実用新案権(実用新案法)
- ◆ 意匠権(意匠法)
- ◆ 商標権(商標法)

- ◆ 著作権(著作権法)
- ◆ 回路配置権(半導体集積回路の回路配置に関する法律)
- ◆ 育成者権(種苗法)
- ◆ 営業秘密(不正競争防止法)
- ◆ 商品等表示・商品形態(不正競争防止法)
- ◆ 商号(会社法・商法)



## 経済産業省 特許庁

<http://www.jpo.go.jp/indexj.htm>

〒100-8915 東京都千代田区霞が関3-4-3 TEL 03-3581-1101 (代)